

瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の見直しについて

背景

標記計画は瀬戸内海環境保全特別措置法第 3 条の規定に基づき国が定める瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、瀬戸内海関係府県により策定される計画であり、前回は平成 14 年に一部変更を行っています。

今般、第 6 次水質総量規制について本年 6 月に総量削減計画が各府県より公告され、また 9 月 1 日からは新たな総量規制基準が適用されたことや、前回の變更以降、瀬戸内海の環境の保全に資する施策の更なる展開が図られたことなどに対応するため、平成 20 年 5 月頃を目処に府県計画の見直しをいたします。

瀬戸内海関係府県

京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の 13 府県

見直し内容（ゴシック：主な変更内容）

第 1 計画策定の趣旨

第 2 計画の目標

第 3 目標の達成のために講ずる施策

1 水質汚濁の防止

（1）水質総量規制制度等の実施

水質の現況を時点更新

第 6 次総量削減計画を踏まえ、目標年度、削減目標量及び具体の施策について記述

第 6 次総量削減基本方針及び総量削減計画に記載ある汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項としての干潟の保全・再生について適宜記述

（2）有害化学物質等の規制及び把握等

（3）油等による汚染の防止

（4）その他の措置

2 自然景観の保全

（1）自然公園等の保全

瀬戸内海国立公園や県立自然公園等の見直しがあれば適宜修正

- (2) 緑地等の保全
 - 景観法制定を踏まえ記述
- (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全
- (4) 散乱ごみ、油等の除去
 - 実施している漂流漂着ごみ対策（強い水産業づくり交付金の活用）等があれば記述
- (5) その他の措置
- 3 浅海域の保全等
 - (1) 藻場及び干潟等の保全等
 - 第 6 次総量削減基本方針及び総量削減計画に記載ある干潟の保全、再生に関する取組等について適宜記述
 - 「瀬戸内海干潟実態調査（平成 18 年度 環境省）」を踏まえ干潟面積を更新
 - (2) 自然海浜の保全等
- 4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮
 - 現計画策定以降に採取を禁止した県（岡山県、香川県、愛媛県）：これまでの経緯及び今後の採取禁止を記述
 - 採取県（山口県、大分県、福岡県）：基本計画に準じた記述（環境影響が小さい海域での最小限の採取）とし、今後、禁止する予定があればその旨も記述
- 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
- 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
- 7 健全な水循環機能の維持・回復
- 8 失われた良好な環境の回復
 - 山口県の自然再生事業等の取組があれば適宜記述
 - 大阪湾や水島港等、海砂利採取や埋立てに伴う浚渫等の跡地の埋め戻しやその実施に向けた検討を実施している府県においては、それを記述
- 9 島しょ部の環境の保全
- 10 下水道等の整備の促進
 - 第 6 次総量削減計画の前提となっている整備率等に時点更新
- 11 海底及び河床の汚泥の除去等
- 12 水質等の監視測定
- 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
 - 環境技術実証モデル事業や県独自の取組があれば記述
- 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

15 環境教育・環境学習の推進

16 情報提供、広報の充実

17 広域的な連携の強化等

大阪湾再生（大阪府、兵庫県）、広島湾再生（広島県、山口県）に係る取組を記述

18 海外の閉鎖性海域との連携

第4 施策の実施上必要な事項

* 上記の他、時点更新等可能な箇所や独自の取組があれば適宜追記・修正

参考：瀬戸内海環境保全特別措置法（抄）（昭和48年10月2日）（法律110）

第三条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下この章において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画の決定又は変更にあつては、環境大臣は、あらかじめ、中央環境審議会及び関係府県知事の意見を聴かななければならない。

3 基本計画の決定又は変更があつたときは、環境大臣は、遅滞なく、これを関係府県知事に送付するとともに、公表しなければならない。

第四条 関係府県知事は、基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（以下この章において「府県計画」という。）を定めるものとする。

2 関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 関係府県知事は、府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係市町村に送付するとともに、公表しなければならない。

5 前三項の規定は、府県計画の変更について準用する。

第四条の二 国及び地方公共団体は、基本計画及び府県計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。